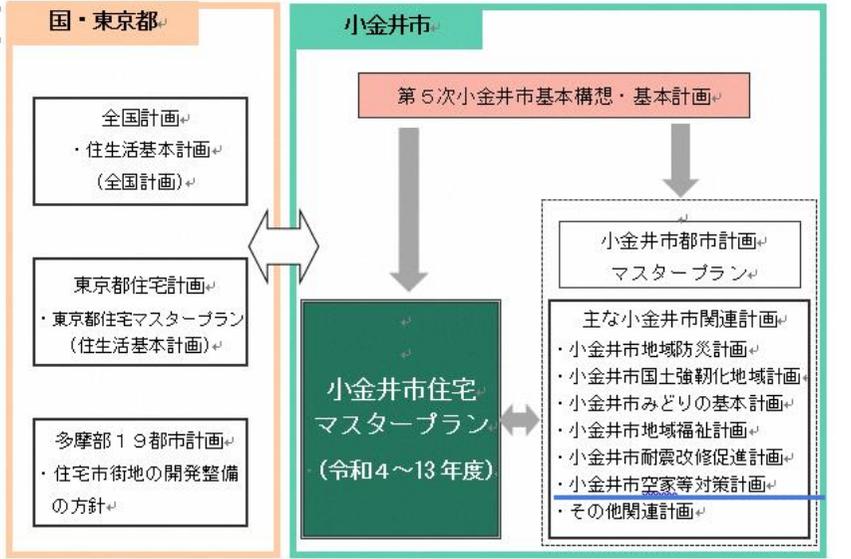
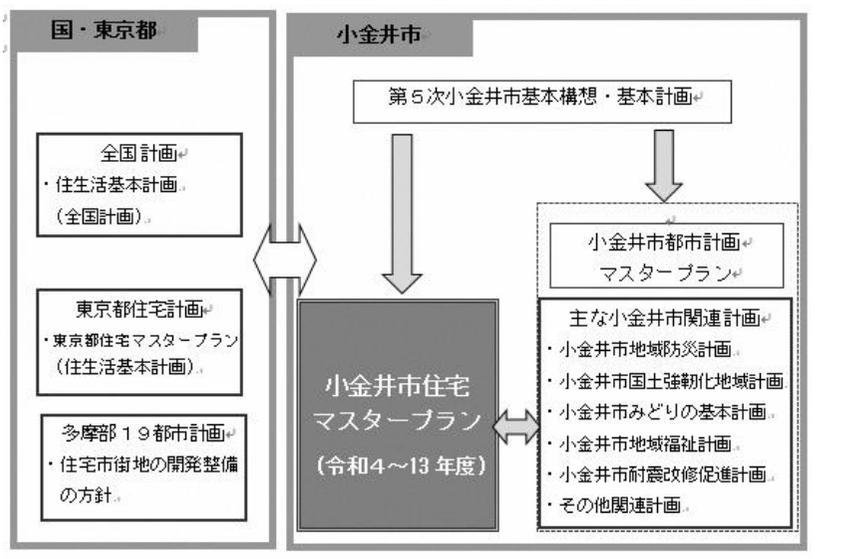


#### 第4回策定委員会以降の修正箇所

頁・章	新	旧
全体	グラフや表などのデザイン、大きさなどを修正	
全体	用語解説を各ページの下に追加	
全体	用語のブレを修正（「小金井市」と「本市」、「取組」と「取り組み」、数字の全角半角 など）	
1 第1章	<p>(1 背景 4段落目～)</p> <p><u>こうした中、現行の「小金井市住宅マスタープラン」策定から10年</u> <u>が経過し、市民の世帯構成、生活スタイル、雇用環境等の社会情勢の</u> <u>変化や住宅関連の計画・法令等の見直しにより、住宅に対するニーズ</u> <u>は多様化、高度化しています。</u></p> <p><u>防災面では、平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震によるブ</u> <u>ロック塀の倒壊による被害が生じ、都においても、首都直下型地震の</u> <u>危険性が指摘されるなど、住宅ストックの保全・老朽化対策が急がれ</u> <u>ています。</u></p> <p><u>また近年では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、人々の生活</u> <u>に大きな影響を及ぼし、住宅の確保に配慮を要する方々への支援の重</u> <u>要性も増しています。</u></p> <p><u>これらの変化に対応し、市民の安全・安心な暮らしを支える住宅・住</u> <u>環境の整備を進めるため、住宅施策の総合的な計画である「小金井市</u> <u>住宅マスタープラン」を改定するものです。</u></p>	<p>(1 背景 4段落目～)</p> <p><u>こうした中、現行の「小金井市住宅マスタープラン」策定から10年</u> <u>が経過し、市民の世帯構成、生活スタイル、雇用環境等の社会情勢の</u> <u>変化や住宅関連の計画・法令等の見直しにより、住宅に対するニーズ</u> <u>は多様化、高度化しています。</u></p>

頁・章	新	旧
2 第1章	 <p style="text-align: center;">■ 図1-1-1 計画の位置づけ</p> <p>(■ 図1 - 1 計画の位置づけ) 関連計画に「空家等対策計画」を追加</p>	 <p style="text-align: center;">■ 図1-1-1 計画の位置づけ</p>
3~ 第2章	1 住宅に関する主な国の法令等 3 東京都の住宅施策の動向 について、資料編に移動し本編から削除	1 住宅に関する主な国の法令等 3 東京都の住宅施策の動向
4 第2章	2 東京都住宅マスタープラン (令和4年3月予定) 「成長と成熟が両立した未来の東京に相応しい新たな住宅政策の展開 について中間のまとめ (案)」(令和3年度 第1回 東京都住宅政策審 議会 (令和3年9月10日) 資料) に基づいた内容に修正	
5 第2章	3 第5次小金井市基本構想・前期基本計画 (令和3年度策定予定) 内容を抜粋	

頁・章	新	旧
7 第2章	コラム 内容を抜粋し修正	
8～ 第3章	グラフのレイアウトを一部修正	
8 第3章	図3 - 2 出典：東京都都市計画地理情報システム（平成29年10月版）、小金井市（都市計画マスタープラン中間報告資料）を削除	
11 第3章	(2) ①合計特殊出生率 を削除	
11 第3章	(2) ② 社会動態の推移 毎年社会増傾向にある 平成22年以降、増加数には各年で差がみられるものの、 <u>毎年転入転出の差では増となる社会増傾向にあります。</u>	(2) ③ 社会動態の推移 毎年社会増傾向にある 平成22年以降、増加数には各年で差がみられるものの、毎年社会増傾向にあります。
12 第3章	③ 転入元、転出先の居住市区町村 小金井市の東側の区市からの転入者が <u>多く、隣接する市への転出が多い</u> 平成22年から27年にかけて、小金井市に転入した人の転入元の居住市区町村をみると、杉並区、武蔵野市、三鷹市と小金井市の東側に位置する市区からの転入者が多くなっており、 <u>反対に小金井市から転出した人の転出先の居住市区町村をみると、小平市、三鷹市、府中市、武蔵野市と小金井市に隣接する市への転出者が多くなっています。</u>	④ 転入前の居住市区町村 小金井市の東側の区市からの転入者が多い 平成22年から27年にかけて、小金井市に転入した人の転入前の居住市区町村をみると、杉並区、武蔵野市、三鷹市と小金井市の東側に位置する市区からの転入者が多くなっています。 ⑤ 転出先の居住市区町村 小金井市に隣接する市への転出者が多い 平成22年から27年にかけて、小金井市から転出した人の転出後の居住市区町村をみると、小平市、三鷹市、府中市、武蔵野市と小金井市に隣接する市への転出者が多くなっています。
13 第3章	(3) ②5歳階級別人口割合の推移 を削除	

頁・章	新	旧
14 第3章	<p>② 家族類型別世帯数の推移</p> <p><u>類型別各世帯で増加傾向にあり、特に単独世帯が増加</u></p> <p>平成27年の家族類型別世帯数は、単独世帯が28,111世帯と最も多く、次いで夫婦と子世帯が15,236世帯、夫婦世帯が10,177世帯、片親と子世帯が3,850世帯となっています。また、これらの世帯は全て平成17年から27年にかけて増加傾向にあり、<u>増加率は単独世帯が27.4%と最も高くなっています。</u></p>	<p>② 家族類型別世帯数の推移</p> <p>単独世帯、夫婦と子世帯、夫婦世帯、片親と子世帯が全て増加傾向 平成27年の家族類型別世帯数は、単独世帯が28,111世帯と最も多く、次いで夫婦と子世帯が15,236世帯、夫婦世帯が10,177世帯、片親と子世帯が3,850世帯となっています。また、これらの世帯は全て平成17年から27年にかけて増加傾向にあります。</p>
15 第3章	<p>③ 18歳未満の親族のいる世帯、単身世帯の割合の都市比較</p> <p>18歳未満の親族のいる世帯の割合が低く、単身世帯の割合が高い 18歳未満の親族のいる世帯の割合をみると、平成27年には18.0%となっています。また、単身世帯の割合は47.1%となっています。都内26市で比較すると、18歳未満の親族のいる世帯（ファミリー世帯）の割合は下から5番目に低い傾向にあり、<u>単身世帯の割合は、武蔵野市について2番目に高い傾向にあります。</u></p>	<p>④ 18歳未満の親族のいる世帯、単身世帯の割合の都市比較</p> <p>18歳未満の親族のいる世帯の割合が低く、単身世帯の割合が高い 18歳未満の親族のいる世帯の割合をみると、平成27年には18.0%となっています。また、単身世帯の割合は47.1%となっています。都内26市で比較すると、18歳未満の親族のいる世帯の割合は低い傾向にあり、単身世帯の割合は、高い傾向にあります。</p>
16 第3章	<p>(5) 外国人登録者数の推移</p> <p>削除</p>	
16 第3章	<p>(6) 将来人口推計（年齢3区分）</p> <p>今後も高齢化率は増加傾向</p> <p>年齢3区分別の人口推移を見ると、令和37年まで65歳以上（老年人口）が増える<u>予測となっており</u>、0～14歳（年少人口）、15～64歳（生産年齢人口）は令和7年まで増加し、その後、減少に転じる<u>見込みです。</u></p> <p>年齢3区分別の割合では年々、高齢化率が上昇し、令和12年には22.9%となり、令和32年には30%を上回る<u>見込みです。</u></p>	<p>(7) 将来人口推計（年齢3区分）</p> <p>今後も高齢化率は増加傾向</p> <p>年齢3区分別の人口推移を見ると、令和37年まで65歳以上（老年人口）が増えます。0～14歳（年少人口）、15～64歳（生産年齢人口）は令和7年まで増加しますが、その後、減少に転じます。</p> <p>年齢3区分別の割合では年々、高齢化率が上昇し、本計画期間の終了時に近い令和12年には22.9%となり、令和32年には30%を上回ります。</p>
17	<p>① 所有関係別住宅数の推移</p>	<p>① 所有関係別住宅数の推移</p>

頁・章	新	旧
第3章	<p>平成25年から30年にかけて、特に持ち家数が大きく増加 平成30年の所有関係別住宅数をみると、<u>総戸数60,860戸のうち持ち家は27,590戸(45.3%)、民営借家は25,010戸(41.1%)</u>となっています。推移をみると、<u>持ち家、民営借家共に、平成20年から30年にかけて増加しています。</u>特に平成25年から30年にかけては、持ち家が3,000戸以上増加しています。</p>	<p>平成25年から30年にかけて、特に持ち家数が大きく増加 平成30年の所有関係別住宅数をみると、持ち家は27,590戸、民営借家は25,010戸となっています。推移をみると、持ち家、民営借家共に、平成20年から30年にかけて増加しており、特に平成25年から30年にかけては、持ち家が3,000戸以上増加しています。</p>
18 第3章	<p>② 民営借家の割合、持ち家の割合の都市比較 都内26市では、民営借家の割合は高く、持ち家の割合は低い 平成30年の民営借家の割合と持ち家の割合を都内26市で比較すると、<u>民営借家の割合は41.1%で武蔵野市について2番目に高い傾向にあり、持ち家の割合は45.3%で3番目に低い傾向にあります。</u></p>	<p>② 民営借家の割合、持ち家の割合の都市比較 都内26市では、民営借家の割合は高く、持ち家の割合は低い 平成30年の民営借家の割合と持ち家の割合を都内26市で比較すると、民営借家の割合は高い傾向にあり、持ち家の割合は低い傾向にあります。</p>
18 第3章	<p>③ 世帯主の年齢別持ち家数 世帯主が65歳以上の世帯を中心に、持ち家数が増加 世帯主の年齢別持ち家数の推移をみると、全ての世代で増加しており、特に家計主の年齢が65歳以上の世帯では、平成25年から30年にかけて2,000世帯以上増加し、平成30年には12,120世帯で<u>23.2%の増加</u>となっています。</p>	<p>③ 世帯主の年齢別持ち家数 世帯主が65歳以上の世帯を中心に、持ち家数が増加 世帯主の年齢別持ち家数の推移をみると、全ての世代で増加しており、特に家計主の年齢が65歳以上の世帯では、平成25年から30年にかけて2,000世帯以上増加し、平成30年には12,120世帯となっています。</p>
19 第3章	<p>① 所有関係別1畳あたり家賃 削除</p>	
19 第3章	<p>① 民営借家における1畳当たり家賃の都市比較 民営借家における1畳当たり家賃は都内市部で3番目に高い  小金井市内の民営借家における1畳当たり家賃は4,946円となっており、都内26市で比較すると、武蔵野市、三鷹市に続いて3番目に高くなっています。</p>	<p>② 民営借家における1畳当たり家賃の都市比較 民営借家における1畳当たり家賃は都内市部で3番目に高いが、<u>転出入の多い区部より低い</u>  小金井市内の民営借家における1畳当たり家賃は4,946円となっており、都内26市で比較すると、武蔵野市、三鷹市に続いて3番目に高くなっています。また、23区及び川崎市、横浜市と比較すると、</p>

頁・章	新	旧
	<p>「<b>■</b>図3 - 28 民営借家における1畳当たり家賃の都市比較（23区及び川崎市、横浜市）」を削除</p>	<p>ほとんどの市区で小金井市より高くなっています。小金井市から転出入の多い市区をみると、新宿区、世田谷区、杉並区、練馬区、川崎市は小金井市より家賃が高く、横浜市は小金井市より家賃が低くなっています。</p>
19 第3章	<p>② 建て方別持ち家数・借家数の推移 削除</p>	
20 第3章	<p>(5) 構造 削除</p>	
20 第3章	<p>② 所有関係別建築時期別住宅数の割合 削除</p>	
21 第3章	<p>(6) 分譲マンション <u>市内の分譲マンションのうち約3割となる58棟が区分所有法改正前に建てられている</u></p>	
22 第3章	<p>① 種類別空き家戸数の推移 <u>空き家戸数のうち、活用目的のない「その他住宅」は、平成30年度で1070戸（15.4%）となっている</u></p>	<p>① 種類別空き家戸数の推移 居住世帯のない住宅のうち、多くを賃貸用の住宅が占める</p>
23 第3章	<p>③ 建て方別空家等戸数割合 ④ 構造別空家等戸数割合 (9) 住戸面積 ① 1住宅当たり延べ面積の推移 削除</p>	
24 第3章	<p>① 居住面積水準の推移 <u>誘導居住面積水準以上の割合は上昇傾向</u> 居住面積水準の推移をみると、「最低居住面積水準以上」の割合は、平成20年に81.7%、平成25年に75%、平成30年は81.6%と80%前後で推移していますが、<u>誘導居住面積水準以上の割合は、</u></p>	<p>① 居住面積水準の推移 最低居住面積水準以上の割合は変わらず 居住面積水準の推移をみると、「最低居住面積水準以上」の割合が80%前後で推移しています。</p>

頁・章	新	旧
	平成20年は36.6%、平成25年は33.7%、平成30年は38%と上昇しています。	
26 第3章	③ 所有関係別高齢者等のための設備状況 削除	
26 第3章	③ 所有関係別高齢者等のための設備の個別の設置状況 借家に比べて、持ち家で高齢者等のための設備が多く整備されている <u>所有関係別高齢者等のための設備状況については、持ち家全体と借家全体を比較すると、持ち家全体の「あり」の戸数が多くなっています。</u> 所有関係別高齢者等のための設備の個別の設置状況について、「高齢者のための設備がある」の割合は、持ち家が66.6%、借家が28.3%となっています。個別の設備でも同様の傾向が見られ、持ち家の「手すりがある」の割合は58.2%と、全ての設備の中で最も割合が大きくなっています。	③ 所有関係別高齢者等のための設備の個別の設置状況 借家に比べて、持ち家で高齢者等のための設備が多く整備されている 所有関係別高齢者等のための設備の個別の設置状況について、「高齢者のための設備がある」の割合は、持ち家が66.6%、借家が28.3%となっています。個別の設備でも同様の傾向が見られ、持ち家の「手すりがある」の割合は58.2%と、全ての設備の中で最も割合が大きくなっています。
28 第3章	③ 高齢者世帯別老人デイサービスセンターまでの距離 削除	
29 第3章	② 土地取引における土地面積ごとの割合 (3) 世帯の年間収入 ① 世帯の年間収入別住宅の所有関係の割合 削除	
30 第3章	(7 市民の意向) 令和2年9月に「小金井市民意向調査」を実施し、以下のような結果を得ています。 <u>(調査手法、結果の詳細は巻末資料に記載)</u>	(7 市民の意向) 令和2年9月に「小金井市民意向調査」を実施し、以下のような結果を得ています。
32	(8 賃貸住宅所有者の意向)	(8 賃貸住宅所有者の意向)

頁・章	新	旧
第3章	<p>令和2年9～10月に「小金井市賃貸住宅所有者意向調査」を実施し、以下のような結果を得ています。</p> <p><u>(調査手法、結果の詳細は巻末資料に記載)</u></p>	<p>令和2年9～10月に「小金井市賃貸住宅所有者意向調査」を実施し、以下のような結果を得ています。</p>
34 第3章	<p>(9 ワークショップにおける意向)</p> <p><u>(調査手法、結果の詳細は巻末資料に記載)</u></p>	<p>(9 ワークショップにおける意向)</p> <p>※説明文なし</p>
35 第4章	<p>2 住宅ストックの状況における特徴と課題 (3段落目)</p> <p>空家等は、所有者への適正管理を今後も促していくとともに、利活用可能な空家等の有効活用の促進が必要と考えられます。また、省エネルギー設備のある住宅は少なく、住宅の省エネルギー化を進める必要があります。<u>住宅総数では、昭和55年に建築された住宅が14.6%となっており、構造別では「木造」が19.4%と比較的高い割合を占めており、耐震化等の対策が必要と思われます。</u></p>	<p>2 住宅ストックの状況における特徴と課題 (3段落目)</p> <p>空家等は、所有者への適正管理を今後も促していくとともに、利活用可能な空家等の有効活用の促進が必要と考えられます。また、省エネルギー設備のある住宅は少なく、住宅の省エネルギー化を進める必要があります。公共賃貸住宅は、公営住宅、都市再生機構住宅の全て、東京都住宅供給公社住宅の8割以上で耐震化がされていますが、築年数が経過している住棟もみられます。</p>
38 第4章	<p>「7 今後の方向性のまとめ」を追加</p>	
40 第5章	<p>(1 目指すべき将来像)</p> <p><u>小金井市の住宅を取り巻く社会動向は、多様化、高度化する住宅に対するニーズに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、「新たな日常」に対応した生活様式への対応や働き方への転換に伴い、大きく変化しています。</u></p> <p><u>これらの動向を踏まえながら、小金井市で進めるべき住宅政策の今後の方向性について、第4章で、「居住者・コミュニティの視点」、及び「住環境・まちづくりの視点」の2つの視点から整理しました。</u></p> <p><u>社会動向の大きな変化、国や都の上位計画の記述、市で進めるべき住</u></p>	<p>(1 目指すべき将来像)</p> <p>※将来像の各キーワードの説明文を記載</p>

頁・章	新	旧
	<p><u>宅政策の方向性を踏まえ、小金井市住宅マスタープランでは、目指すべき将来像を次のように定めます。</u></p>	
<p>40 第5章</p>	<p>「基本目標1 誰もが暮らしやすいまちづくり」  <u>子育て世帯や高齢者世帯、障がいを持つ方々など、誰もが小金井市で住まいを確保し、安心して住み続けられる住環境を整備するとともに、地域のコミュニティを強化し、市民の支え合い、助け合いにより「誰もが暮らしやすいまちづくり」を目指します。</u></p>	<p>「基本目標1 誰もが暮らしやすいまちづくり」  <u>子育て世帯や高齢者世帯、障がいを持つ方々、性的少数者、外国人など、誰もが小金井市で住まいを確保し、安心して住み続けられるよう、セーフティネットの構築や快適な住環境の整備などを進めます。</u>  <u>また、既存の住宅ストックに長く住み続けられるよう、住宅ストックの質の向上を図るとともに、市場流通やストック活用への支援を行います。さらに、多様化するニーズに対応した民間賃貸住宅や、既存住宅の長期利用に関する支援など、住まい・住環境の情報を総合的に発信する取り組みを進めます。</u></p>
<p>40 第5章</p>	<p>「基本目標2 安全で快適に暮らせる住環境の形成」  <u>住宅の耐震化、分譲マンションの適切な管理、災害に強い住宅の普及やまちづくりの取り組みを進めるとともに、住宅ストックの質の向上、既存住宅の長期利用に関する支援などにより住み続けられる住まいを形成し、みどりの適切な保全・確保、環境問題や省エネルギーに配慮した住環境づくり等を進めることにより、「安全で快適に暮らせる住環境の形成」を目指します。</u></p>	<p>「基本目標2 安全・安心な生活と住環境の形成」  <u>小金井市内で誰もが安全に安心して暮らすことができるよう、市内の主要な住宅形態のひとつである分譲マンションの適切な管理を促進するとともに、地震等の自然災害の脅威から、市民の生命・財産を守るため、災害に強い住宅の普及やまちづくりの取り組みを進めます。</u>  <u>また、小金井市の特徴である、豊かな自然を身近に感じることができるよう、緑や水辺の適切な保全・確保を進めるとともに、環境や健康に配慮した住まいの普及を促進します。さらに、魅力的な住環境の維持・保全に向けた市民の主体的な取り組みを支援するため、地域コミュニティの育成を促し、市民自らが魅力的な暮らしづくりに取り組むことができる環境を整備します。</u></p>
<p>44～ 第6章</p>	<p>各施策の主担当課に間違いがあったものを修正</p>	

頁・章	新	旧
44～ 第6章	再掲の施策は代表する項目1つの掲載とし、他は削除	
44～ 第6章	施策の記載フォーマットを修正	
44 第6章	<p>(1) 子育て世帯向け住宅の充実</p> <p>【主な取組】1点目</p> <p><u>○ 子どもたちがのびのびと成長できる、子育て世帯が安心して暮らすことのできる住宅の供給を促進していきます。</u></p>	<p>(1) 子育て世帯向け住宅の充実</p> <p>【主な取組】1点目</p> <p>・安心して子供を産み育てることができ、子供たちが健やかに成長できる住宅の供給を促進していきます。</p>
45 第6章	<p>(2) 子育て世帯の居住の促進</p> <p>【主な取組】</p> <p>○ 東京都と連携して、<u>子育て支援施設の整備などにより子育てに適した住環境を整備します。</u></p>	<p>(2) 子育て世帯の居住の促進</p> <p>【主な取組】</p> <p>・子育て世帯の賃貸住宅への入居に対する支援などを周知し、普及を目指します</p> <p>・東京都と連携して、<u>地域特性に応じ、子育てに適した住環境を整備します。</u></p>
47 第6章	<p>1-1-(3)-⑦：特別養護老人ホームの整備</p> <p>※施策名を修正</p>	<p>1-1-(3)-⑦：特別養護老人ホームの<u>整備</u>の検討</p>
47 第6章	<p>1-1-(3)-⑨：バリアフリー化の促進</p> <p><u>高齢者のいる世帯については、一定の条件のもと住宅のバリアフリー化を促進します。</u></p> <p><u>また、障がい者のいる世帯については、小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則に基づく制度を活用し、段差の解消等の住宅のバリアフリー化を促進します。</u></p> <p><u>(関係課、関係機関等)</u></p> <p><u>○自立生活支援課 ○介護福祉課</u></p>	<p>1-1-(3)-⑨：バリアフリー化の促進</p> <p>高齢者や障がい者のいる世帯について、住宅改修を伴う住宅のバリアフリー化を、東京都と連携して支援します。</p> <p><u>共同住宅において、エレベーター設置など共用部分のバリアフリー改修や外断熱改修など、既存ストックの性能向上の促進に向け、東京都と連携して管理組合等への普及啓発に取り組みます。(第2期小金井市保健福祉総合計画(地域福祉計画) P38 事業2)</u></p> <p><u>(関係課、関係機関等)</u></p> <p><u>○地域福祉課 自立生活支援課 介護福祉課 まちづくり推進課</u></p>

頁・章	新	旧
48 第6章	<p>(4) 高齢者世帯や障がい者世帯への居住支援</p> <p><b>【主な取組】</b></p> <p>○ <u>高齢者や障がいのある方が、介護が必要になった時に安心して自宅に住民続けることができるように、相談体制を整えるとともに、支援制度の周知を図ります。</u></p> <p>○ <u>バリアフリー化等の住宅改修等、住まいに関する環境整備を支援します。</u></p>	<p>(4) 高齢者世帯や障がい者世帯への居住支援</p> <p><b>【主な取組】</b></p> <p>・高齢者の方が、介護が必要になった時に安心して自宅に住民続けることができるように、<u>相談体制を整えるとともに、バリアフリー化等の住宅改修等、住まいに関する環境整備を支援します。</u></p>
49 第6章	(削除)	1-1-(4)-⑤ : [追加]訪問系サービス事業 (自立支援給付)
50 第6章	2 住宅確保に配慮を要する <u>方</u> が安心して暮らせるまちづくり (1) 住宅確保に配慮を要する <u>方</u> の住宅の確保	2 住宅確保に配慮を要する <u>市民</u> が安心して暮らせるまちの形成 (1) 住宅確保に配慮を要する <u>市民</u> の住宅の確保
50 第6章	(削除) ※施策は全て従来の再掲先に記載	(2) 空き家等既存の住宅ストックの利活用
51 第6章	1-2-(1)-③ : 家賃債務保証制度等の利用促進 (関係課、関係機関等) ◇ (一財) 高齢者住宅財団 ◇ (仮称) <u>小金井市居住支援協議会※</u> <u>地域福祉課 自立生活支援課 介護福祉課 子育て支援課 まちづくり推進課ほか</u>	1-2-(1)-③ : 家賃債務保証制度等の利用促進 (関係課、関係機関等) ◇ (一財) 高齢者住宅財団 ○まちづくり推進課 自立生活支援課 介護福祉課 子育て支援課
51 第6章	1-2-(2)-① : [新規]居住支援に係る関係団体等との連携体制の構築 <b>【取組内容】</b> <u>住宅確保要配慮者に対して、地域の実情に応じたきめ細かな支援を行うため、関係する部署、不動産関係団体、福祉団体等が、情報共有や連携、必要に応じた支援ができる体制の構築を目指します。</u> <u>また、住宅部門と福祉・介護・子育て部門等の多様な分野との連携を図り、様々な面からサポートを必要とする方向への支援制度について</u>	1-2-(3)-① : [新規]居住支援に係る関係団体等との連携体制の構築 住宅確保要配慮者に対して、地域の実情に応じたきめ細かな支援を行うため、関係する部署及び関係団体等が、情報共有や連携、必要に応じた支援ができる体制の構築を目指します。  1-2-(3)-⑤ : [新規]福祉サービス等と連携した居住支援の促進 <b>【取組内容】</b>

頁・章	新	旧
	<p>て、パンフレットの配布、セミナーの開催等の情報提供を行います。</p> <p>※「福祉サービス等と連携した居住支援の促進」は削除</p>	<p>住宅確保要配慮者又は貸主の支援に向けて、住宅部門と福祉・介護・子育て部門等の多様な分野との連携を図り、様々な面からサポートを必要とする市民向けの支援制度について、パンフレットの配布、セミナーの開催等の情報提供を行います。</p>
52 第6章	<p>1-2-(2)-④：賃貸住宅の家主への支援策の<u>検討及び情報提供</u></p> <p>【取組内容】 住宅確保要配慮者の入居促進に向け、原状回復や残置物処理費用、家賃不払に対する保険商品等の居住支援サービスについて、<u>東京都、関係団体等と連携し、必要なサービスを安心して選択できる仕組みを検討するとともに、認知度の向上と普及に取り組みます。</u></p>	<p>1-2-(3)-④：賃貸住宅の家主への支援策の情報提供</p> <p>【取組内容】 住宅確保要配慮者の入居促進に向け、原状回復や残置物処理費用、家賃不払に対する保険商品等の居住支援サービスについて、<u>関係団体等と連携し、認知度の向上と普及に取り組みます。</u></p>
53 第6章	<p>3 地域で支え合えるコミュニティの形成</p> <p>※旧計画案の「2-2 地域で支え合えるコミュニティの形成と発展の支援」の内容を記載</p>	<p>3 住み続けられる住まいの形成</p>
53 第6章	<p>1-3-(1)-②：町会・自治会への加入の促進</p> <p>【取組内容】 <u>町会・自治会は、市民活動の基本となり、地域におけるコミュニティ形成、防災、防犯を進めるうえで重要な団体であることから、町会・自治会への加入を促すため、周知・啓発等の支援を行います。</u></p>	<p>2-2-(2)-③：町会・自治会への加入の促進</p> <p>【取組内容】 <u>市民活動の基本となる町会・自治会への加入を促すため、周知・啓発等の支援を行います。</u></p>
54 第6章	<p>1 安全・安心なまちづくり</p> <p>※旧計画案の「2-3 震災、災害に備えたまちづくりの形成」及び「2-2-(3) 防犯性の高い住環境の形成」の内容を記載</p>	<p>1 マンションの安全・安心な管理・運営形態の形成</p>
56 第6章	<p>2-1-(2)-⑤：エレベーター対策</p> <p>※記載位置を移動</p> <p>取組内容（出典部分） (地域防災計画第2部 <u>2-19</u>)</p>	<p>2-3-(4)-②：エレベーター対策</p> <p>取組内容（出典部分） (地域防災計画第2部 <u>9-19</u>)</p>

頁・章	新	旧
57～ 第6章	(3) 自助・共助で支える災害対策の取組 (4) マンションの防災対策への支援 (5) 災害復旧への取組支援 (6) 防犯体制の強化 ※施策名を修正	(3) 災害時に住み続けられる住宅の普及 (4) マンション管理への支援 (5) 災害の後の居住確保 (3) 防犯性の高い住環境の形成
57 第6章	2-1-(3)-①：各家庭での備蓄の啓発 日頃から自宅で「日常備蓄」が実践され、災害発生時に自宅で当面の間生活することができるよう、「日常備蓄」の重要性について普及啓発します（地域防災計画第2部 1-3）。	2-1-(3)-①：各家庭での備蓄の啓発 日頃から自宅で「日常備蓄」が実践され、災害発生時に自宅で当面の間生活することができるよう、普及啓発イベントや普及啓発冊子等を活用して、「日常備蓄」の重要性について普及啓発します（地域防災計画第2部 9-10）。
58 第6章	2-1-(3)-⑥：防災マップ等による情報提供 <b>【取組内容】</b> <u>避難所や各種防災情報などが掲載されている防災マップについては、全戸配布の他、市に転入した世帯への配布など、引き続き市民に広く普及させるとともに、防災に関する情報については、様々な方法を活用し積極的に行うことにより、市民の安全確保を図ります。</u>	2-3-(2)-①：防災マップやハザードマップによる情報の提供 <b>【取組内容】</b> <u>広域避難場所や一時避難場所、避難所などが示された防災マップについて、市に転入した世帯への配布など、引き続き市民に広く普及させるとともに、ハザードマップなどを活用した災害に関する情報提供を積極的に行うことにより、市民の安全確保を図ります。</u>
59 第6章	2-1-(5)-②：[追加]災害時の要配慮者への支援 ※施策名を修正 取組内容（出典部分） （地域防災計画第2部 8-9）	2-3-(5)-②：[追加]東京都や業界団体との連携 取組内容（出典部分） （地域防災計画第2部 1-17、1-21）
61 第6章	2 良質な住宅ストックの供給・活用の促進 ※旧計画案の「2-1 マンションの安全・安心な管理・運営形態の形成」、「1-3-(1) 質の高い住宅の普及」、「2-4-(1) 空家等の適切な維持・管理の推進」、「2-4-(2) 空家等の活用に向けた取り組みの支援」、「1-3-(2) 既存住宅の長期利	2 地域で支え合えるコミュニティの形成と発展の支援

頁・章	新	旧
	用に向けた取組」の内容を記載	
62 第6章	<p>(1) 分譲マンションの適切な維持・管理への支援 ※施策の追加 2-2-(1)-④：マンション管理講習会の開催</p> <p><b>【取組内容】</b> マンション管理組合の事務や運営に関する理解を深めるため、セミナーや講習会の開催について検討します。</p> <p>2-2-(1)-⑤：マンション管理組合のネットワークの構築</p> <p><b>【取組内容】</b> マンション管理組合間の情報交換、交流の場の設置や、管理ネットワークの構築を目指します</p>	2-1-(1) 分譲マンションの適切な維持・管理への支援
64 第6章	<p>(4) 空家等の活用に向けた取組の支援 2-2-(4)-①：[追加] 空家等に関する相談機会の充実 2-2-(4)-②：[追加] 空家等の利活用の促進 2-2-(4)-③：マイホーム借上げ制度の利用促進（再掲）</p>	<p>(2) 空家等の活用に向けた取り組みの支援 2-4-(2)-①：[追加] 空家等の利活用の促進 2-4-(2)-②：[追加] 空家等に関する相談機会の充実</p>
66 第6章	<p>2-2-(6)-④：賃貸住宅のトラブル防止等への取組</p> <p><b>【取組内容】</b> 退去時の敷金精算や入居期間中の修繕等の紛争防止のため、賃貸住宅紛争防止条例の改正や宅地建物取引業法及び民法の改正を踏まえ、東京都が作成した「賃貸住宅トラブル防止ガイドライン」に基づき、不動産事業者に対し、賃貸住宅入居者とのトラブルを防ぐ対応を周知します。</p>	<p>1-3-(2)-④：賃貸住宅のトラブル防止等への取組</p> <p><b>【取組内容】</b> 住宅確保要配慮者の入居促進に向け、原状回復や残置物処理費用、家賃不払に対する保険商品等の居住支援サービスについて、東京都、関係団体等と連携し、必要なサービスを安心して選択できる仕組みを検討するなど、認知度の向上と普及に取り組みます。</p>
67	3 みどり豊かで快適な住環境の実現	3 震災、災害に備えたまちづくりの形成

頁・章	新	旧
第6章	<p>※旧計画案の「2-4-(3) 緑・水辺環境の保全」、「2-2-(1) 総合的なまちづくり施策と連携した住環境の改善」、「2-4-(5) 健康に配慮した住宅の普及」の内容を掲載</p>	<p>4 みどり豊かで持続可能な住宅市街地の実現</p>
68 第6章	<p><u>2-3-(2)-①：住環境の改善、整備の促進</u></p> <p>【取組内容】  <u>用途地域の適切な運用やまちづくり条例に基づく地区計画等の活用により、狭あい道路の解消やオープンスペースの確保を促進し、生活利便性を向上させるなど、市街地における住環境の改善に向けた取組を進めます。</u></p> <p><u>また、市民が主体となった地区計画の立案等について、制度の相談や専門家の紹介・派遣などの支援事業を継続します。</u></p> <p>※「地区計画の立案等に対する支援策の継続」は削除</p>	<p>2-2-(1)-①：住環境の整備</p> <p>【取組内容】  用途地域の適切な運用や地区計画などにより、狭あい道路の解消やオープンスペースの確保を促進し、生活利便性を向上させるなど、市街地における住環境の改善に向けた取り組みを進めます。</p> <p>2-2-(1)-⑦：地区計画の立案等に対する支援策の継続</p> <p>【取組内容】  市民が主体となった地区計画の立案等について、制度の相談や専門家の紹介・派遣などの支援事業を継続します。</p>
68 第6章	<p><u>2-3-(2)-②：市街地のバリアフリー化の推進</u></p> <p><u>バリアフリーのまちづくり基本構想に基づき、だれもが安全に安心して住み続けられることのできるまちづくりを進めます。</u></p> <p><u>また、東京都福祉のまちづくり条例に基づき、東京都と連携してバリアフリー化を推進していきます。</u></p> <p>(関係課、関係機関等)</p> <p>○まちづくり推進課 ○<u>地域福祉課</u> 関係各課 市内施設管理者等</p>	<p>高齢者・障がいのある方・子育て世帯が安心して生活できるよう、バリアフリーのまちづくり基本構想に基づき、安心・安全な生活環境を形成に向けた住環境の改善を進めます。</p> <p>(関係課、関係機関等)</p> <p>○まちづくり推進課 関係各課 市内施設管理者等</p>
68 第6章	<p>(削除)</p>	<p>(4) 住宅の省エネ化の促進</p>
70 第7章	<p>第7章 重点供給地域の設定  内容を追加</p>	
71～	<p>1 施策の実現に向けた実施スケジュール</p>	

頁・章	新	旧
第8章	第6章の修正に合わせ構成を修正	
80 第8章	<p>2 市民・事業者等との協働</p> <p>市の役割 1段落目</p> <p>住宅は社会基盤のひとつであり、市民の基本的な生活基盤であることから、だれもが安心して住み続けることができる住宅・住環境づくりに向けて、多様な居住ニーズに対応した住宅施策を実施<u>します</u>。住宅分野に限らず、福祉、防災、コミュニティなど、関連する<u>機関</u>との連携を強化し、一体的な取り組みを進めます。</p>	<p>2 市民・事業者等との協働</p> <p>市の役割 1段落目</p> <p>住宅は社会基盤のひとつであり、市民の基本的な生活基盤であることから、だれもが安心して住み続けることができる住宅・住環境づくりに向けて、多様な居住ニーズに対応した住宅施策を実施していきます。そのため、住宅・建築分野に限らず、福祉、防災、コミュニティなど、関連する各部局との連携を強化し、一体的な取り組みを進めます。</p>
81～	資料編追加	
別冊	「小金井市マンション管理適正化推進計画」を作成	